

医療法人制度について

(1) 概要

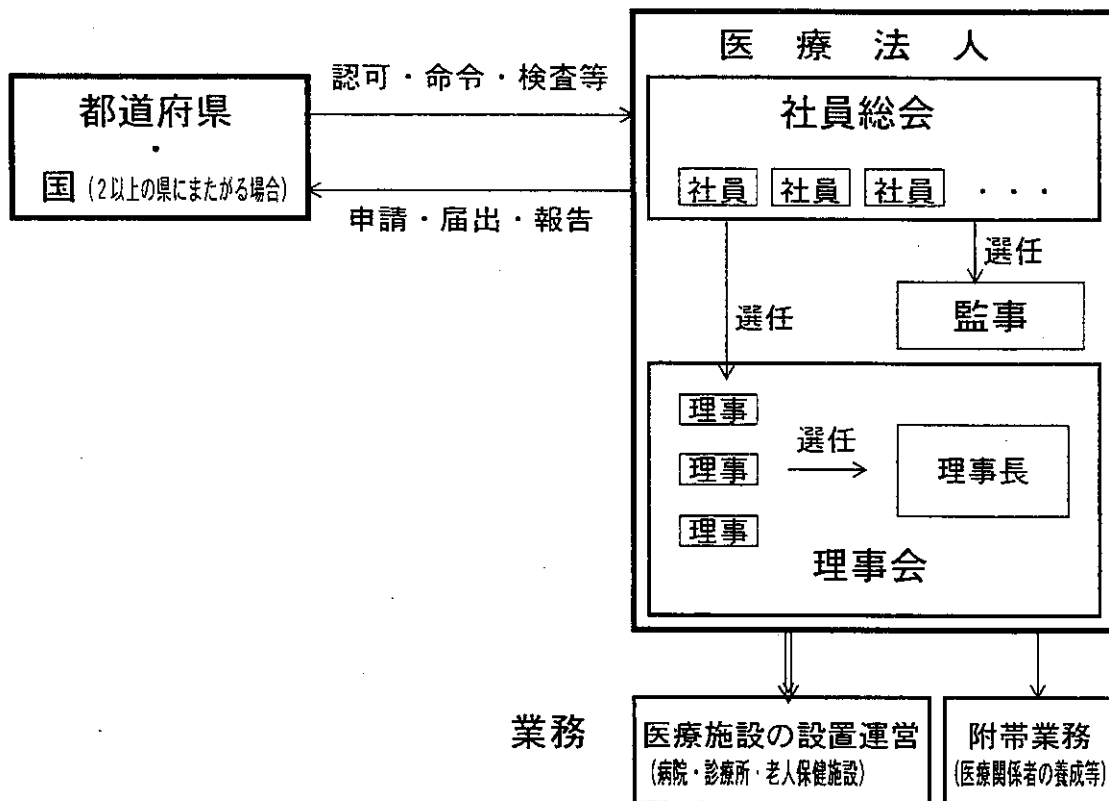
医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、資金の集積を容易にし、医療機関の経営に永続性を付与し、私人の医療機関経営の困難を緩和するもの。

○主な要件

- ・ **利益分配の禁止**
医療の非営利性を担保するため、剰余金の配当を禁止。
- ・ **役員**
理事3名以上、監事1名以上を置くこと。
- ・ **理事長要件**
原則医師又は歯科医師。
ただし、都道府県知事が認めた場合はこの限りではない。

- ・ **資産**
法人の業務を行うために必要な資産を有すること
- ・ **会計**
原則として、病院会計準則により処理し、毎会計年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成。
- ・ **経営情報の開示義務**
医療法人の公共性の程度や、医療法人の設立が個人の出資によるものであることに鑑み、債権者のみに対する開示を義務付け。
- ・ **附帯業務の制限**
医業の永続性を担保するため、本来事業に支障のない範囲で、介護保険事業など一定の業務に制限。
(医療関係者の養成、研究所の設置、精神障害者復帰施設、疾病予防運動施設、訪問看護ステーション、老人居宅介護等事業、等)
- ・ **収益業務**
役員と同族支配の制限及び公的な運営の確保等の要件を満たす特別医療法人については、一定の収益業務を行うことができる。

(2) 医療法人のイメージ図 (社団の場合)



(3) 医療法人数

法人種類	法人数
総数	37,306
財団	403
社団(持分有)	36,581
社団(持分無)	322
一人医師医療法人(再掲)	30,331
特定医療法人(再掲)	356
特別医療法人(再掲)	29

(注) 平成15年3月末現在医政局指導課調べ

(4) 医療法人の形態について

	医療法人	特定医療法人	特別医療法人
根拠法	医療法	租税特別措置法	医療法
認可・承認	都道府県知事の認可	国税庁長官の承認	都道府県知事による定款変更の認可
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・資産要件 病院等を開設する場合 自己資本比率 20%以上 ・役員数 理事 3 人 監事 1 人以上 ・理事長 原則医師又は歯科医師 	医療法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・財団又は持分の定めがない社団 ・自由診療の制限 ・同族役員 of 制限 ・差額ベッドの制限 (30%以下) ・給与の制限 (年間 3,600 万円以下) 等を満たすもの	医療法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・財団又は持分の定めがない社団 ・自由診療の制限 ・同族役員 of 制限 ・給与の制限 (年間 3,600 万円以下) 等を満たすもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税率 30% ・収益事業は行えない 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税率 22% ・収益事業は行えない 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税率 30% ・一定の収益事業が可能

(5) 他の法人との比較

	医療法人	株式会社	社会福祉法人	学校法人
代表者	理事長 (原則医師又は歯科医師)	代表取締役	理事長	理事長
情報開示	社員・債権者に開示	株主・債権者に開示 貸借対照表等の公告	利害関係人等に開示	自発的に開示するよう指導
外部監査	通知で指導	監査義務付け (資本金 5 億円以上の会社等)	通知で指導	監査義務付け (補助金受給の場合)
業務	<ul style="list-style-type: none"> ・本来事業に支障のない範囲で行う一定の附帯業務 ・収益事業は行えない 	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・本来事業に支障のない範囲での公益事業 ・本来事業等の経営に充てることを目的に行う収益事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・本来事業の経営に充てることを目的に行う収益事業
法人税	30%	30%	非課税	非課税

特別医療法人と特定医療法人の比較

	特別医療法人	特定医療法人
法人の種類	<p>○財団又は持分の定めのない社団</p> <p>○解散等した場合の残余財産は国等に帰属</p>	<p>○同左</p> <p>○同左</p>
医療施設の規模	<p>○特定の病床（緩和ケア病床など省令で定める9種のうちのいずれか）を有すること</p> <p>○次のいずれかの要件を有すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者40人以上の収容施設を有すること ・救急告示病院であること ・その他公益の増進に著しく寄与 	<p>×（病床規制なし）</p> <p>○同左</p>
収入要件	<p>○社会保険診療に係る収入金額が全収入の80%超であること</p> <p>○自費患者は社会保険診療と同一の基準により計算すること</p> <p>○医療収入の金額は直接経費の1.5倍の範囲であること</p> <p>×（差額ベッド規制なし）</p>	<p>○同左</p> <p>○同左</p> <p>○同左</p> <p>○差額ベッド比率30%</p>
法令違反事実の有無	<p>○医療に関する法令に違反する事実その他公益違反の事実がないこと</p>	<p>○同左</p>
特別利益付与の禁止	<p>○役員等に対し、施設の利用、金銭貸与、資産の譲渡等その他財産の運用及び事業の運営に関し特別の利益を与えないものであること</p> <p>○役員等に対する給与支給額は、年3600万円以下であること</p>	<p>○同左</p> <p>○同左</p>
同族要件	<p>○3分の1以下であること</p>	<p>○同左</p>
効果	<p>○収益業務の実施</p> <p>×法人税率（30%）</p> <p>○持分がないため相続税課税なし</p>	<p>×（収益事業は認められない）</p> <p>○法人税軽減税率（22%）適用</p> <p>○同左</p>
移行時の課税関係	<p>○課税関係は生じない</p>	<p>○同左</p>

（出典：「これからの医業経営の在り方に関する検討会」第12回資料より）